地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限の許可基準等について

1. 目的

地域が抱える様々な課題を市民と協働しながら解決していくことで、市民参画が進み、市民と行政との協働によるまちづくりがより一層活発になることで、地域の発展に寄与します。

その中に奈良市職員が飛び出して、地域や社会に貢献する活動に積極的に参加することは、地域や社会にとってプラスとなるとともに、そこで得た知識、経験を職員の能力向上や行政サービスの品質向上に活かすことが期待できます。

現行制度においては、職員が報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合、地方公務員法第38条第1項の規定により、任命権者の許可が必要とされていますが、その許可基準等が明確化されておりません。

そこで、職員が積極的に自身の経験を活かして地域の活動に取り組むことができるよう、報酬を得て地域 貢献活動等に従事する場合の許可基準と運用について、職員の営利企業等の従事制限に関する規則(昭 和40年10月1日奈良市規則第39号)に基づき定めるものとします。

2. 対象となる活動

地域の課題解決を目的とし、市内外の地域の発展・活性化に寄与する公共性の高い活動のうち、報酬を 伴う継続的な活動で、以下の分類のいずれかに該当する活動。

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農村等の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	地域の安全を図る活動
9	災害救援活動
1 0	子どもの健全育成を図る活動
1 1	経済活動の活性化を図る活動
1 2	その他、任命権者が認めるもの

3. 対象職員

次のすべての要件に該当する者

- (1)一般職の職員
- (2)活動開始予定日において在職1年以上であること又は新たに職員となった者等で特に任命権者が必要と認める者

4. 要件審查

- (1)勤務時間外、週休日及び休日における活動であり、職務の遂行に支障がないこと
- (2)報酬等は地域貢献活動として許容できる範囲であること
- (3)活動先の団体との間に特別な利害関係がないこと、また発生のおそれがないこと
- (4)営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと

5. 許可手続き

奈良市職員服務規程第10条を準用する。

(許可を受けようとする職員は営利企業等従事許可申請書に関係書類を添付し、所属長を経由して人事課長に提出すること。)

なお、営利企業等従事許可申請書の「理由」欄は「従事する理由・従事することで期待される効果」について記入すること。

6.実績報告

許可を受けた職員は、活動期間終了後1ヶ月を経過する日までに別紙の様式に関係書類を添付し、所属 長を経由して人事課長に提出することで実績報告を行うものとする。

7. 許可の取消

次の事由のいずれかに該当する場合は許可を取り消す

- (1)職務の遂行に支障を来す又はそのおそれがあるとき
- (2)職務の公平性を失う又はそのおそれがあるとき
- (3)法令に違反したとき
- (4)信用失墜行為を行ったとき
- (5)虚偽の申請、申出をしたとき
- (6) その他任命権者が適切でないと判断したとき

施行日 令和4年2月1日